

保険部主催の医療安全研修会を実施しました

毎年、ブロック別に開催しておりました医療安全研修会を今年度は新型コロナウイルス拡大により全て中止と致しましたが、去る9月25日に新たな試みと致しましてZoomを利用したWebセミナー「**医療機関における未収金対策**」を行いました。(株)イントラスト社より中村育紘講師をお招きし、民法改正のポイントと未収金対策についてご講演いただき大変盛況でした。多くの皆様にご参加いただきまして誠にありがとうございました。

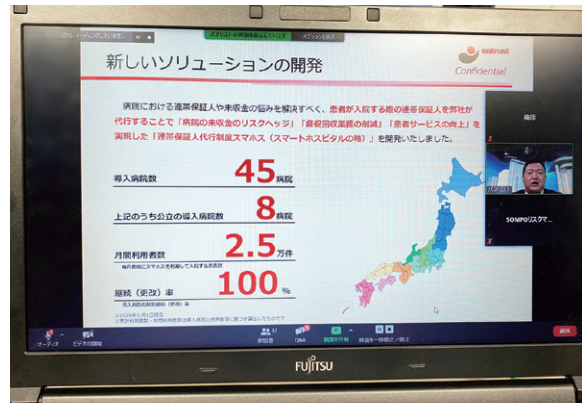
医療機関における未収金対策【Webセミナー】

テーマ

多くの医療機関が課題とし、2020年4月に民法改正があった未収金について、その課題と対策についてオンライン形式で配信しました。



中村 育紘氏による解説



研修会風景

**連帯保証人代行制度
スマホス**

患者サービス・未収金対策の
新たなスタンダード

通院治療費の
保証もはじまりました

高齢化や地味・血縁の希薄化の進行、
加えて2020年4月の民法改正に伴い、
入院患者が連帯保証人を用意するのは大きな負担となります。
「未収金のリスクヘッジ」「督促回収業務の削減」「患者サービスの向上」を実現します。

**スマホス
制度概要**

- 1 連帯保証人をお引き受けします。**
患者の連帯保証人をイントラストがお引き受けします。
- 2 未収金を代位弁済します。**
未収金が発生した際には、保証履歴を基に、イントラストが病院へ代位弁済（立替）します。
- 3 未収金の回収業務が軽減されます。**
病院に代わり、イントラストが患者へ未収金の回収を行います。

裏面もご覧ください

連帯保証人代行制度スマホスは、
全国各地の45病院で導入いただいております。

3つのメリット

- 1 改正民法に対応**
連帯保証人（イントラスト）との間で種類推定の定めは
不要です。
- 2 患者サービスの向上**
患者自身が連帯保証人を用意する手間が不要となり、
患者の負担を軽減できます。
- 3 未収金回収業務が大幅削減**
イントラストが病院へ代位弁済（立替）後に患者へ
督促回収を行います。

導入病院からの声

患者から連帯保証人を頼める人がいない
から悩んでいたのが解決されました。

未収金の分割払いの患者が多く、入
金の管理が非常に煩雑であったが、
その業務が非常に楽になりました。

代位弁済について

- 万が一、対象患者が病院に対して治療費のお支払いを延滞した場合には、対象患者に代わり総合保証サービス会社である株式会社イントラストが保証履歴を基に未収金返済を立替いたします。
- 立替した未収金返済については、株式会社イントラストが対象者へご請求させていただきます。

保証内容

- 保証月額 月間の一連支払額 30万円・50万円・100万円
- 保 証 対 象 全ての入院患者における7日間利用
- 入院費用における各種保険の任意負担金
- 公的保険対象外：療養代（調剤費・検診料等）！製薬会社など
公的保険対象外費：全額
- 入院費用対象外項目（医薬品・食費・おむつ代等）
- レンタル費用（病室など）
- レンタル業者と患者との商談契約は除きます。
※反社会的勢力に該当していることが判明した場合には免責となります。

株式会社イントラスト

〒102-0083 東京都千代田区千代田1-4
千代田アースビル5F
https://www.intrust-entp.jp

株式会社 自治体病院共済会

〒112-0093 東京都千代田区千代田2-7-5
駅前倉庫7号
TEL: 03-3263-3337 FAX: 03-3265-5658
E-mail: hoken@jichiyokai.jp
URL: https://www.jichiyokai.jp